公　示　送　達　書

令和　８年　８月２０日付けをもって発付した下記の者に係る書類（通知書）は、送達を受けるべき者の住所、居所、事務所又は事業所が不明のため送達ができないもので、当税制収納課で保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8 年 11 月 12 日

甘日市市長　松本　太郎

番号	送達すべき書類の名称	送達を受けるべき者	
		住所(所在地)　※表示していません。	氏名(名称)
1	地方税法第７２６条第１項の規定に基づく書類（令和８年度　国民健康保険税　第１期分）		藤岡　将吾
2	地方自治法第２３１条の３第１項の規定に基づく書類（令和８年度　介護保険料　第１期分）		岩尾　篤子
3	地方自治法第２３１条の３第１項の規定に基づく書類（令和８年度　後期高齢者医療保険料　第１期分）		岩尾　篤子
4	地方税法第３７１条第１項の規定に基づく書類（令和８年度　固定資産税・都市計画税　第２期分）		安来ハネー　株式会社
5	地方税法第３７１条第１項の規定に基づく書類（令和８年度　固定資産税・都市計画税　第２期分）		有限会社　佐伯製袋
6	地方税法第３７１条第１項の規定に基づく書類（令和８年度　固定資産税・都市計画税　第２期分）		株式会社　サンセット
7	地方自治法第２３１条の３第１項の規定に基づく書類（令和８年度　介護保険料　第１期分）		中本　昭則
8	地方自治法第２３１条の３第１項の規定に基づく書類（令和８年度　後期高齢者医療保険料　第１期分）		中本　昭則
9	地方税法第３７１条第１項の規定に基づく書類（令和８年度　固定資産税・都市計画税　第２期分）		株式会社　プラスワン
10	地方税法第７２６条第１項の規定に基づく書類（令和８年度 国民健康保険税 第1期分）		三浦　理人

＜備　考＞　　地方税法第２０条の２第３項の規定により、掲示を始めた日から起算して７日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

（帳票整理番号：00000000000000113723）

公　示　送　達　書

令和　８年　８月２０日付けをもって発付した下記の者に係る書類（通知書）は、送達を受けるべき者の住所、居所、事務所又は事業所が不明のため送達ができないもので、当税制収納課で保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和　8　年　11　月　12　日

甘日市市長　松本　太郎

番号	送達すべき書類の名称	送達を受けるべき者	
		住所(所在地)　※表示していません。	氏名(名称)
1	地方税法第７２６条第１項の規定に基づく書類（令和８年度　国民健康保険税　第１期分）		山口　翔太
2	地方税法第３２９条第１項の規定に基づく書類（令和８年度（令和７年度分）　市県民税　過年４分）		宮内　公平
3	地方税法第７２６条第１項の規定に基づく書類（令和８年度　国民健康保険税　第１期分）		佐村　博和
4	地方税法第３７１条第１項の規定に基づく書類（令和８年度　固定資産税・都市計画税　第２期分）		髙橋　賢仁（髙橋　光雄様分）
5	地方税法第３７１条第１項の規定に基づく書類（令和８年度　固定資産税・都市計画税　第２期分）		上野　浩司（上野　隆敏様分）
6	以下余白		
7			
8			
9			
10			

＜備　考＞　　地方税法第２０条の２第３項の規定により、掲示を始めた日から起算して７日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

（帳票整理番号：00000000000000113724）

公　示　送　達　書

令和　８年　９月２４日付けをもって発付した下記の者に係る書類（通知書）は、送達を受けるべき者の住所、居所、事務所又は事業所が不明のため送達ができないもので、当税制収納課で保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和　8　年　11　月　12　日

廿日市市長　松本　太郎

番号	送達すべき書類の名称	送達を受けるべき者	
		住所(所在地)　※表示していません。	氏名(名称)
1	地方税法第７２６条第１項の規定に基づく書類（令和８年度　国民健康保険税　第２期分）		藤岡　将吾
2	地方自治法第２３１条の３第１項の規定に基づく書類（令和８年度　介護保険料　第２期分）		岩尾　篤子
3	地方自治法第２３１条の３第１項の規定に基づく書類（令和８年度　後期高齢者医療保険料　第２期分）		岩尾　篤子
4	地方自治法第２３１条の３第１項の規定に基づく書類（令和８年度　介護保険料　第２期分）		中本　昭則
5	地方自治法第２３１条の３第１項の規定に基づく書類（令和８年度　後期高齢者医療保険料　第２期分）		中本　昭則
6	地方税法第７２６条第１項の規定に基づく書類（令和８年度　国民健康保険税　第２期分）		三浦　理人
7	地方税法第３２９条第１項の規定に基づく書類（令和８年度　市県民税　第２期分）		山口　翔太
8	地方税法第７２６条第１項の規定に基づく書類（令和８年度　国民健康保険税　第２期分）		山口　翔太
9	地方税法第７２６条第１項の規定に基づく書類（令和８年度　国民健康保険税　第２期分）		佐村　博和
10	以下余白		

＜備　考＞　　地方税法第２０条の２第３項の規定により、掲示を始めた日から起算して７日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

（帳票整理番号：00000000000000113725）

公　示　送　達　書

令和　８年１０月２０日付けをもって発付した下記の者に係る書類（通知書）は、送達を受けるべき者の住所、居所、事務所又は事業所が不明のため送達ができないもので、当税制収納課で保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和　8　年　11月　12日

廿日市市長　松本　太郎

番号	送達すべき書類の名称	送達を受けるべき者	
		住所(所在地)　※表示していません。	氏名(名称)
1	地方税法第７２６条第１項の規定に基づく書類（令和８年度　国民健康保険税　第３期分）		藤岡　将吾
2	地方自治法第２３１条の３第１項の規定に基づく書類（令和８年度　介護保険料　第３期分）		岩尾　篤子
3	地方自治法第２３１条の３第１項の規定に基づく書類（令和８年度　後期高齢者医療保険料　第３期分）		岩尾　篤子
4	地方自治法第２３１条の３第１項の規定に基づく書類（令和８年度　介護保険料　第３期分）		中本　昭則
5	地方自治法第２３１条の３第１項の規定に基づく書類（令和８年度　後期高齢者医療保険料　第３期分）		中本　昭則
6	地方税法第７２６条第１項の規定に基づく書類（令和８年度　国民健康保険税　第３期分）		三浦　理人
7	地方税法第７２６条第１項の規定に基づく書類（令和８年度　国民健康保険税　第３期分）		山口　翔太
8	以下余白		
9			
10			

＜備　考＞　　地方税法第２０条の２第３項の規定により、掲示を始めた日から起算して７日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

（帳票整理番号：00000000000000113726）